

練馬区まちづくり条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 }                      第136条 } 省略                      (庶務)                      第137条 審議会の庶務は、<u>環境まちづくり</u>  <u>事業本部都市整備部</u>において処理する。                      第138条 }                      第153条 } 省略                      付 則 省略                      別表第1 }                      別表第8 } 省略</p>	<p>第1条 }                      第136条 } 同左                      (庶務)                      第137条 審議会の庶務は、<u>都市整備部</u>にお                      いて処理する。                      第138条 }                      第153条 } 同左                      付 則 同左                      別表第1 }                      別表第8 } 同左</p>